

# 売買取引条件の公表

令和 2 年 6 月 21 日  
丸中釧路中央青果株式会社

釧路市公設地方卸売市場業務規程第 37 条の規定に基づき、下記の通り売買取引条件を公表いたします。

## 1. 営業日及び営業時間

- 営業日  
営業日は別途定める休開市日カレンダーによるものとします。
- 営業時間  
開場の時間は午前 0 時から午後 12 時までとします。  
販売時間及びせり開始時間は開場の時間内で規則により定めます。

## 2. 取扱品目

- 青果部  
野菜、果実及びこれらの加工品並びに鶏卵
- 花き部  
切花、鉢物、花木及びこれらの加工品

## 3. 生鮮食料品の引き渡しの方法

市場内の卸売場または会社が定めた場所で行うこととします。

## 4. 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者が負担する費用の種類、内容及びその額

- 委託手数料  
卸売金額(消費税及び地方消費税を含まない)へ以下の委託手数料率を乗じ、消費税額及び地方消費税額を加算した金額とします。

(1) 野菜及びその加工品	8.5%
(2) 果実及びその加工品	7.0%
(3) 花き及びその加工品	9.5%
- 出荷者が負担する額の費用の種類

(1) 通信費
(2) 運送料(会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用)
(3) 売買仕切金送料
(4) 保管料(冷蔵その他の方法により保管したため特に経費を必要としたときはその費用)
(5) 調整料(手入れ加工その他の調整につき特に経費を要した時はその費用)
(6) その他会社が立て替えた費用

上記以外に関しては受託契約約款または当事者間の個別取引条件によるものとします。

## 5. 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

受託契約約款または当事者間の個別取引契約によるものとします。

## 6. 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭(奨励金等)の種類、内容、交付額及び交付の基準

- 出荷奨励金  
個別取引契約によるものとします。
- 完納奨励金  
個別取引契約によるものとします。

## 7. 品目ごとの売買取引の方法

- 青果部(野菜、果実及びこれらの加工品並びに鶏卵)  
せり売り若しくは入札又は相対取引の方法とします。
- 花き部(切花、鉢物、花木及びこれらの加工品)  
せり売り若しくは入札又は相対取引の方法とします。